

令和8年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、ひとり親家庭の県外からの移住を促進し、移住後により安定し自立した生活を送ることができるよう支援することで、地域への定着と地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) ひとり親

次のいずれかに該当する者であって、こどもを扶養している者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子

イ 婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）

(3) 実施市町村

次条第1号に規定する食の支援を実施する市町村をいう。

(支援内容)

第3条 県は、支援対象者（以下「対象者」という。）に対し、次の各号に掲げる支援を必要に応じて実施するものとする。

(1) 食の支援

実施市町村は、対象者が新たに実施市町村の区域内に住所を定めた月（以下「転入月」という。）の属する年度を初年度として2年度目から5年度目までの間に、対象者の申請に基づき、年度ごとに山形の県産米「はえぬき」計40kgを支給する。支給の方法については、原則として、令和8年8月及び11月に、県産米20kgを毎月1回申請者あて配送する。県は、各年度において予算の範囲内で実施市町村における当該支給に要する経費の一部を補助する。

なお、初年度は、県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課が実施する「山形県移住世帯向け食の支援事業」により県産米を支給し、本事業は適用しない。

(2) 住まいの支援

県は、転入月の翌月から第36月目の月までの間、賃貸住宅に居住する対象者の家賃（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）の全部又は一部を、当該月の属する各年度において予算の範囲内で補助する。

(3) 仕事の支援

県は、希望する対象者に対し、山形県ひとり親家庭応援センターを通して、就労支援を実施する。

(支給基準額)

第4条 前条第1号に規定する食の支援で当該年度における各対象者の世帯への県産米支給の基準となる額（以下「支給基準額」という。）は、令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に転入した世帯は1世帯当たり11,328円（消費税及び地方消費税相当額並びに配送料を含む。）、令和7年4月1日以降に転入した世帯は1世帯当たり16,992円（消費税及び地方消費税相当額並びに配送料を含む。）とする。

なお、県産米の価格、配送料の変動等により支給基準額が変更となる場合には、別途通知するものとする。

（対象者）

第5条 対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に県外から実施市町村に転入し、定住の意思がある、日本国籍を有するひとり親であること。
- (2) 原則として、転勤による移住ではないこと。
- (3) 世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
- (4) 食の支援にあつては、次条に基づき実施市町村から食の支援の支給決定を受けた者であること。住まいの支援又は仕事の支援にあつては、第1号から前号のすべてに該当する者であること。

（食の支援に関する手続）

第6条 食の支援を受けようとする者は、支給申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、令和8年7月24日（これにより難い特段の事情がある場合には、実施市町村の指示する日）までに実施市町村に提出するものとする。また、この提出後に転居、転出等をしたときは、遅滞なく実施市町村に知らせなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 世帯員全員の戸籍謄（抄）本又は児童扶養手当証書の写し
- 2 実施市町村は、前項の支給申請書の提出があったときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 実施市町村は、前項により支援を決定したときは、令和8年7月31日までに、県産米発注書（市町村用）（様式第3号）を県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課（以下「県こども家庭・母子保健課」という。）あて提出するものとする。また、この提出後に申請者の転居、転出等を知ったときは、遅滞なく県に知らせなければならない。
- 4 県こども家庭・母子保健課は、実施市町村より前項の県産米発注書（市町村用）の提出があったときは、県産米発注書（県用）発注書（様式第4号または様式第5号）を添付し、全国農業協同組合連合会山形県本部が指定する事業者（以下「受注事業者」という。）あて提出するものとする。また、この提出後に申請者の転居、転出等を知ったときは、遅滞なく受注事業者に知らせなければならない。
- 5 県こども家庭・母子保健課は、前項の発注を、令和8年8月配送分については令和8年8月7日、令和8年11月配送分については令和8年10月31日までに完了しなければならない。
- 6 受注事業者は、第4項の発注を受けたときは、あらかじめ県と協議した方法により、発注を受けた日から14日以内に、支給を決定した世帯に米を配送するものとする。
- 7 実施市町村は、前項の配送後に、支給基準額を上限とする代金を、受注事業者の請求に基づき支払うものとする。
- 8 実施市町村は、虚偽の申請その他不正の手段により食の支援を受けた者があるときは、支給決定を取り消し、その者に対し前項の代金の全額に相当する金額を返還させることができる。

（仕事の支援に関する手続）

第7条 仕事の支援を受けようとする者は、山形県ひとり親家庭応援センターに前条第1項各号に掲げる書類を提出し、第5条に該当する対象者であることの証明を受けるものとする。

(支援の中止)

第8条 対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、支援を中止する。

- (1) ひとり親に該当しなくなったとき。
- (2) 県外又は食の支援を実施しない県内市町村に転出したとき。

附 則

この要綱は令和8年7月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。